

議案第101号

米原市地域福祉センター条例の一部を改正する条例について

米原市地域福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和3年4月1日から、米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例(平成17年米原市条例第96号)を廃止し、同条例に定める米原市伊吹健康プラザ愛らんどを米原市地域福祉センター条例(平成17年米原市条例第95号)に定める地域福祉センターとして加え、市長が住民の福祉の増進に寄与すると認める福祉活動団体等が地域福祉センターを使用する場合は使用料を免除するため、この案を提出するものである。

米原市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

米原市地域福祉センター条例(平成 17 年米原市条例第 95 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の表に次のように加える。

米原市伊吹地域福祉センター 愛らんど	米原市春照 56 番地
--------------------	-------------

第 10 条第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 市長が住民の福祉の増進に寄与すると認める福祉活動団体等が使用するとき 免除別表に次のように加える。

米原市伊吹地域福祉センター 愛らんど	多目的研修室 1	200 円
	多目的研修室 2	200 円
	会議室	100 円
	ふれあい交流室	100 円
	相談室	100 円

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例の廃止)
- 米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例(平成 17 年米原市条例第 96 号。次項において「愛らんど条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- この条例の施行の前に廃止前の愛らんど条例第 17 条第 1 項の規定による米原市伊吹健康プラザ愛らんどの指定管理者であったものは、改正後の米原市地域福祉センター条例第 17 条第 1 項の規定による米原市伊吹地域福祉センター 愛らんどの指定管理者とみなし、指定管理者が廃止前の愛らんど条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の米原市地域福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
(米原市山東健康福祉センター条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)
- 米原市山東健康福祉センター条例等の一部を改正する等の条例(令和 2 年米原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

米原市地域福祉センター条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由														
<p>(設置)</p> <p>第1条 米原市は、地域住民の福祉ニーズに応じた、各種の福祉サービス、福祉情報の提供等を総合的に行い、住民の福祉の増進および福祉意識の高揚を図るため、次の施設を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="129 475 927 815"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市米原地域福祉センター ゆめホール</td> <td>米原市三吉 570 番地</td> </tr> <tr> <td>米原市近江地域福祉センター やすらぎハウス</td> <td>米原市顔戸 21 番地 2</td> </tr> <tr> <td>米原市伊吹地域福祉センター 愛らんど</td> <td>米原市春照 56 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料の減額または免除)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める割合の使用料を減額し、または免除することができる。</p> <p>(1) 市(市の行政機関および市の附属機関等を含む。)が主催または共催により使用するとき 免除</p> <p>(2) 市長が住民の福祉の増進に寄与すると認める福祉活動団体等が使用するとき 免除</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上必要と認めるとき 市長がその都度定める額</p>	名称	位置	米原市米原地域福祉センター ゆめホール	米原市三吉 570 番地	米原市近江地域福祉センター やすらぎハウス	米原市顔戸 21 番地 2	米原市伊吹地域福祉センター 愛らんど	米原市春照 56 番地	<p>(設置)</p> <p>第1条 米原市は、地域住民の福祉ニーズに応じた、各種の福祉サービス、福祉情報の提供等を総合的に行い、住民の福祉の増進および福祉意識の高揚を図るため、次の施設を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="958 475 1756 719"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市米原地域福祉センター ゆめホール</td> <td>米原市三吉 570 番地</td> </tr> <tr> <td>米原市近江地域福祉センター やすらぎハウス</td> <td>米原市顔戸 21 番地 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料の減額または免除)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める割合の使用料を減額し、または免除することができる。</p> <p>(1) 市(市の行政機関および市の附属機関等を含む。)が主催または共催により使用するとき 免除</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上必要と認めるとき 市長がその都度定める額</p>	名称	位置	米原市米原地域福祉センター ゆめホール	米原市三吉 570 番地	米原市近江地域福祉センター やすらぎハウス	米原市顔戸 21 番地 2	<p>・米原市伊吹地域福祉センター 愛らんどを表に加える改正</p> <p>・市長が住民の福祉の増進に寄与すると認める福祉活動団体等が使用する場合は、使用料を免除とする規定の追加</p> <p>・号ずれ、文言整理</p>
名称	位置															
米原市米原地域福祉センター ゆめホール	米原市三吉 570 番地															
米原市近江地域福祉センター やすらぎハウス	米原市顔戸 21 番地 2															
米原市伊吹地域福祉センター 愛らんど	米原市春照 56 番地															
名称	位置															
米原市米原地域福祉センター ゆめホール	米原市三吉 570 番地															
米原市近江地域福祉センター やすらぎハウス	米原市顔戸 21 番地 2															

別表(第9条、第19条関係)			別表(第9条、第19条関係)		
施設名	室名	使用料	施設名	室名	使用料
米原市米原地域福祉センター ゆめホール	略		米原市米原地域福祉センター ゆめホール	略	
米原市近江地域福祉センター やすらぎハウス	略		米原市近江地域福祉センター やすらぎハウス	略	
米原市伊吹地域福祉センター 愛らんど	多目的研修室 1	200 円			
	多目的研修室 2	200 円			
	会議室	100 円			
	ふれあい交流室	100 円			
	相談室	100 円			
備考 略			備考 略		

・米原市伊吹地域福祉センター 愛らんどの使用料の額を定める規定の追加

米原市山東健康福祉センター条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（改正理由）（付則第4項関係）

改正後	現 行	改正理由
第3条 削除	<p><u>(米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例の一部改正)</u></p> <p><u>第3条 米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例(平成 17 年米原市条例第 96 号)の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第2条第3号を削る。</u></p> <p><u>第3条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。</u></p> <p><u>第5条を次のように改める。</u></p> <p><u>(休館日)</u></p> <p><u>第5条 愛らんどの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または</u></p>	<p>・米原市地域福祉センター条例の一部を改正する条例付則第2項で米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例を廃止することに伴う改正</p>

臨時に休館日を定めることができる。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 17 条第 2 項第 4 号中「デイサービスセンター利用料金および」を削り、「施設利用料金」を「利用料金」に改める。

第 19 条第 1 項中「デイサービスセンター利用料金および施設」を削り、同条第 2 項中「第 8 条および」、「デイサービスセンター利用料金および施設」および「デイサービスセンターの利用者および」を削り、同条第 3 項中「デイサービスセンター利用料金の額は第 8 条第 2 項の規定による額を上限として、施設利用料金の額は」を「利用料金の額は、」に改める。